

群馬県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正（案）の概要について

【改正趣旨】

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が多発しており、屋外広告物の安全性の確保が問題となっている。

屋外広告物の安全性の確保には、所有者等による適切な点検が必要不可欠であり、**全国的に安全点検の強化を図る対策が進められている。**

群馬県内でも、令和5年1月に前橋市で落下事故（条例適用除外の広告物）（人身事故に至らず）、令和5年7月に伊勢崎市で倒壊事故（人身事故に至らず）が発生しており、本県においても、これまで以上に屋外広告物の安全性の確保が求められている。

このような状況を踏まえ、**屋外広告物の点検等の管理水準を強化し、屋外広告物の安全性を向上させるため、群馬県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正を行う。**

【群馬県における問題点】 管理水準が低く屋外広告物の事故発生の危険性が高い！！

- 1-a 広告物及び掲出物件（広告物等）の**所有者及び占有者の責任が不明確。**
- 1-b 管理義務の中に「除却」が明記されておらず、**安全性に問題がある広告物等について、除却を求める根拠がない。**
- 2-c **適用除外**で設置されている広告物等は**点検義務がない。**
- 2-d **適用除外**で設置されている広告物等は行政による**何らのチェックも入っていない。**
- 2-e 大規模な屋上広告物を除き、**有資格者による点検が義務づけられていない。**
- 3-f 現在の様式には、点検箇所ごとの項目がないため、広告物等の**どの箇所（部材）の点検結果なのかが分かりづらく、点検項目も7つと少ない。**
- 3-g 壁面広告・突出看板など複数基の広告物等を掲示する申請者が更新許可申請をする場合、**安全点検報告書を広告物1基ごとに提出することを義務づけていない。**

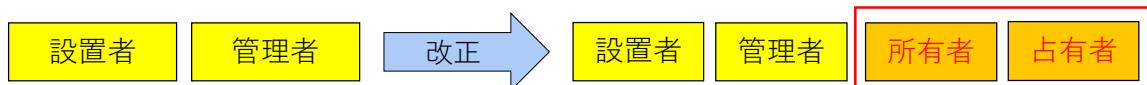
改正のポイント

屋外広告物の点検強化による安全性向上 ～管理水準を向上させ危険な屋外広告物を減らす！！～

1 管理義務者の追加及び管理義務の拡大（条例）

a 管理義務者として**所有者及び占有者を追加**し、責任を明確化

変更・追加



b 管理義務の項目として「**除却**」を明記し、危険な看板への除却指導の根拠を明確化

○条文の抜粋（改正部分）

「…補修、**除却**その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。」

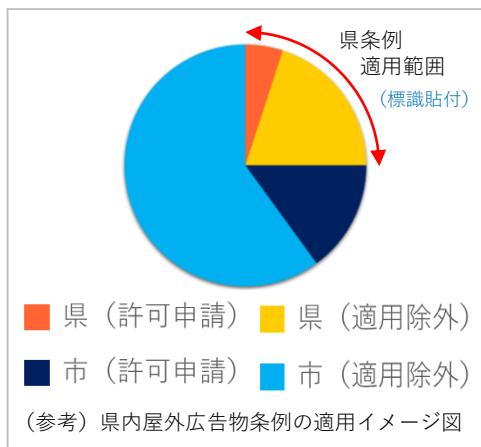
2 すべての広告物等について有資格者による点検の義務化（条例・規則）

c 適用除外を含むすべての広告物等に、**3年に1度の定期点検を義務化**

d 適用除外を含むすべての広告物等に、**点検済標識を貼付**して安全性を見える化

| 非自家 広告物 | 許可 地域 | 点検報告対象 (点検済標識貼付) | |
|------------|----------|---------------------------------|------------|
| 自家 広告物 | 許可 地域 | 点検報告対象外 (点検済標識貼付) ※15㎡まで適用除外 | 点検報告対象 (〃) |
| | 禁止 地域 | 点検報告対象外 (〃) ※10㎡まで適用除外 | (設置不可) |

0㎡ 10㎡ 15㎡ (広告物面積 (㎡))



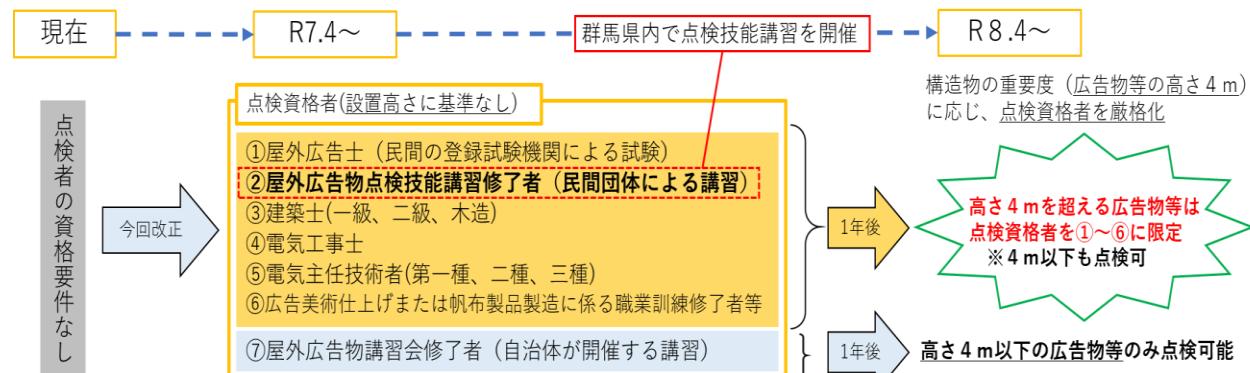
群馬県独自の取り組み！！

| 点検済標識 | |
|-------|--|
| 点検日 | |
| 点検会社 | |
| 連絡先 | |

群馬県

e 広告物等の**点検を行う者**を屋外広告士など専門知識を有する**有資格者に限定**

(参考) 点検資格者の段階的な厳格化イメージ



※高さ4mを超える広告塔や広告板は、工作物確認申請（建基法施行令第138条第1項）が必要となるため。

3 点検項目の明確・詳細化（様式）

f 点検箇所ごとの**点検項目を明確・詳細化**（7項目から17項目）

g 複数基の広告物等の点検結果を報告する場合には、**広告物1基ごとに作成**することを義務化

安全点検報告書の新旧比較

| 点検箇所 | 点検項目 | 異常の有・無 |
|------|-------------------------------|--------|
| 上部構造 | 1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき | 有 無 |
| | 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき | 有 無 |
| | 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化 | 有 無 |
| 支持部 | 4 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 | 有 無 |
| | 5 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落 | 有 無 |
| 取付部 | 6 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 | 有 無 |
| | 7 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 | 有 無 |
| | 8 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常 | 有 無 |
| 広告板 | 9 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等欠落 | 有 無 |
| | 10 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 | 有 無 |
| | 11 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり | 有 無 |
| 照明装置 | 12 照明装置の不点灯、不発光 | 有 無 |
| | 13 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 | 有 無 |
| その他 | 14 周辺機器の劣化、破損 | 有 無 |
| | 15 付属部分の腐食、破損 | 有 無 |
| | 16 避雷針の腐食、損傷 | 有 無 |
| | 17 その他点検した事項 | 有 無 |

改正前

| 点検項目 | 点検結果 |
|-----------------|-------|
| 取付（支持）部分の変形又は腐食 | 良・要改善 |
| 主要部分の変形又は腐食 | 良・要改善 |
| ボルト・ビス等のさび | 良・要改善 |
| 表示面の汚損、たい色又ははく離 | 良・要改善 |
| 表示面の破損 | 良・要改善 |
| 照明装置の破損 | 良・要改善 |
| その他 | 良・要改善 |

注1 複数基の広告物等がある場合は、**広告物1基ごとに作成**すること。